

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、契約金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 15 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議 決 事 件 名 工事請負契約について
(首里公民館・図書館長寿命化改良工事(防水・塗装))
(令和 8 年 3 月 17 日同意)

工 事 名 首里公民館・図書館長寿命化改良工事(防水・塗装)

契約の相手方

受注者 名徳工務店・シンコウテック・大地建設共同企業体

代表者 沖縄県那覇市長田 2 丁目 13 番 4 号
有限会社 名徳工務店
代表取締役 名嘉 勝治

構成員 沖縄県那覇市字国場 33 番地
シンコウテック株式会社
代表取締役 新城 安幸

構成員 沖縄県那覇市古波蔵 2 丁目 17 番 16 号
有限会社 大地建設
代表取締役 神里 保

- 2 変更する事項 契約金額
既 決 金 額 152,040,900 円
変更する金額 159,564,900 円